

人材紹介サービス基本契約書

_____(以下、「甲」という。)と株式会社RDグローバルリンク(以下「乙」という。)とは、
甲の求人に関して、以下の通り契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(目的)

甲は乙に対し、次の各号に定める業務を委託し、乙はこれを本契約の有効期間中、必要に応じまたは甲の求めに基づき、実施するものとする。

- ① 甲が求める人材の紹介
- ② 人材採用計画の立案及び遂行のための助言
- ③ 甲が募集主となった求人誌、求人ウェブサイト、新聞等の広告媒体(以下「募集広告」という。)の求人募集広告の企画・立案・実行業務を通じ、甲へ応募した求職者(以下「応募者」という。)を対象とする応募の受付業務及び選考手続き案内業務
- ④ 甲を募集主とした採用イベントの企画・立案・運営業務
- ⑤ 上記①ないし④に付随する業務

第2条(紹介の依頼)

甲は、本契約の有効期間中、乙に対して、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する求人の条件(以下、総称して「求人条件」という。)ごとに、求人条件を明示する文書(以下、「求人票」という。)を書面または電子メールを利用する方法により交付して、人材の紹介を依頼する。

第3条(紹介の内容)

乙は、求人条件に適合可能性がある人材(以下「候補者」という。)のうち、甲に応募する意思があり、かつ、甲の社風等求人条件以外の条件を加味して乙が適切と判断した人材を、甲に対して紹介する。(以下、甲に紹介した人材を「応募者」という。)

第4条(採用選考)

- 1.甲は、乙が前条により紹介した応募者を自ら選考の上、適当と認めた場合には、甲の責任において当該応募者を労働者として採用する。この際、乙は、甲に対し、採用選考について適宜必要なアドバイスをを行い、その他の支援を行うものとする。
ただし、乙は、甲に対し、採用の結果、応募者の能力・経歴等を保証しない。
- 2.甲は前項に基づき応募者の採用を決定した場合、乙に対して、直ちに採用を決定した事実及び乙指定の申込書(以下、「申込書」という。))を、書面または電子メールを利用する方法により交付することとする。

第5条(甲および乙の義務)

- 1.甲は、乙が応募者を紹介した後に、当該応募者について他の手段より応募があった場合には、乙の紹介による応募を優先して取り扱うものとする。また、甲は、乙が紹介した応募者について、既に他の手段により応募があった場合には、直ちに乙にその旨通知するものとする。
- 2.甲は、乙が応募者を紹介した日より1年間は、当該応募者の選考が終了した後であっても、紹介を受けた応募者と直接連絡を取る場合には、事前に乙に対してその旨通知するものとする。
- 3.乙は、第1条に定める業務を誠実に遂行し、甲に損害を生じさせない義務を負う。

第6条(労働条件の確認)

甲は、第4条第1項に基づき応募者の採用を決定した場合には、当該応募者に対して、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面を甲の責任において交付し、甲及び当該応募者との間で雇用契約を締結するものとする。

第7条(差別的扱いの禁止)

甲は、第4条第1項に定める採用選考の際、乙が紹介した応募者を性別、年齢、その他属性により差別的に取り扱ってはならない。

第8条(応募者の併願)

甲は、乙から紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合があることを確認するものとする。

第9条(応募書類の作成責任)

甲は、キャリアシート・職務経歴書その他の応募書類は、当該応募者の責任において作成するものであることを確認するものとする。

第10条(人材紹介料金)

- 1.第1条①、②、③及び⑤に関する業務ならびに④の一部を除く業務に関する費用は、次項以降に定めるものとする。
- 2.乙が紹介した応募者を甲が採用し、入社に至った場合、甲が乙に人材紹介料金を支払うものとする。甲及び乙は、応募者の内定時において、当該応募者の氏名、入社予定日、理論年収、人材紹介料金の額等を送るものとする。

人材紹介料金：別途取り交わす、申込書により定める。

- 3.応募者が甲に入社後、当該応募者の責もしくは能力・資質の問題(採用選考時の虚偽申告を含む。)により解雇されるに至った場合(法律上無効な解雇を除く)または当該応募者が自己都合によって退職した場合、乙は、受領した人材紹介料金の一部を以下の要領で甲に対して返還するものとする。

入社日から起算して1ヶ月以内	人材紹介料金の80%相当額
入社日から起算して1ヶ月を超え3ヶ月以内	人材紹介料金の50%相当額

- 4.前項に定める事由以外の事由に基づき、応募者が退職または解雇されるに至った場合には、乙は受領した人材紹介料金の一切を甲に返還することを要せず、未払いの人材紹介料金がある場合は、甲は乙に対して当該未払い分を全額支払わなければならない。

第11条(個人情報の取扱い)

1. 乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報(以下「個人情報」という。)を甲に対して開示・提供するものとする。ただし、応募者の病歴、併願状況など求人条件に何ら関連のない個人情報については、当該応募者の個別の承諾を得ない限り、乙は甲に対して開示・提供しないものとする。
2. 甲は、前項に基づき、乙により提供された、応募者(採用に至らなかった者も含む。)の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、採用選考の目的の範囲で利用するものとし、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、採用選考に直接関与する部門の甲の役職員以外の第三者に開示または漏洩してはならない。
3. 甲は、応募者の採用選考業務の全部または一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨を乙に通知しなければならない。この場合、甲は、当該第三者において個人情報の安全管理が図られるように、自らの責任において、自らが行う措置と同様の安全管理措置を講じさせるものとする。

第12条(求人条件等の開示・公開)

甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除いて、甲が求人票に記載した求人条件および一般的に公開されている甲の企業情報(以下「企業情報」という。)を、乙が候補者を募集するために乙が運営、提供または指定するインターネットウェブサイト等において開示・公開することに同意するものとする。

第13条(候補者への開示・提供)

- 乙は、甲の企業情報のうち、次の各号に定める情報について、候補者に対して開示・提供することができるものとする。
- ただし、甲が提供する情報のうち、甲が候補者に対して開示・提供を希望しない旨を事前に指定した情報については、この限りでない。
- ① 求人票のほか、甲から提供された情報
 - ② 乙が独自に収集した情報

第14条(業務提携先への情報開示)

乙は、乙と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や会社案内など、甲より入手した情報を開示・提供する場合があるものとし、その際には乙の責任のもと、当該人材紹介会社が乙と同様の義務を遵守するよう、誠意を持って監督するものとする。

第15条(守秘義務)

1. 甲、乙は、相手方から秘密である旨明示の上受領または開示を受けた情報(以下「機密情報」という。)を、本契約の有効期間中および本契約終了後も、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、監督官庁または法令に基づき開示が要請されるものはこの限りでない。
2. 個人情報を除き、前項にかかわらず次の各号の一に該当するものは機密情報にあたらぬものとする。
- ① 受領時に、既に公知であったもの
 - ② 開示後、受領者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - ③ 開示の時、受領者が既に保有していたもの
 - ④ 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - ⑤ 機密情報を使用することなく受領者が独自に開発したもの

第16条(契約期間)

本契約は、契約締結日より1年間有効とする。ただし、期間終了の1カ月前までに甲乙いずれかから別段の意思表示がない限り本契約と同一条件で引き続き1年間継続するものとする。以降も同様とする。

第17条(違約金)

1. 甲は、第5条第1項前段および同条第2項の義務に違反して応募者を採用し人材紹介料を支払わなかった場合、または人材紹介料の一部の支払いを不当に免れた場合は、違約金として本契約に定める人材紹介料の2倍に相当する額を乙に支払うものとする。
- なお、違約金算定に理論年収の額が必要となる場合であって、甲が当該理論年収の額をあきらかにしないときは、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」における給与額および賞与額により算出した年収を理論年収の額とみなすものとする。
2. 乙は、第5条第3項の義務に違反して甲に損害を生じさせた場合、損害賠償を請求できるものとする。

第18条(反社会的勢力の排除について)

甲、乙は、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうまたは、特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者をいう。)に該当しないこと、また、暴力的行為、詐欺・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、現在及び将来にわたって表明するものとする。甲、乙は相手方がかかる表明に違反した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとする。

第19条(解除)

甲、乙は、相手方が本契約に違反した場合または本契約を継続したいと認められる事由が相手方に生じた場合には、本契約の有効期間中においても、事前に相手方にその旨通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

第20条(不可抗力)

天変地異、経済の景況その他やむを得ない事由により、乙が本契約に定める事項を実施できない事態が生じた場合、乙は甲に直ちに通知する。

第21条(協議事項)

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項に関する解釈の疑義については、法令の規定及び慣習に従うほか、甲乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第22条(合意管轄)

本契約に関連して紛争が生じ、前条により協議が整わない場合、甲、乙は、名古屋簡易裁判所または名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めてこれを解決することとする。

本契約締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

(甲)

印

(乙)

愛知県名古屋市中村区名駅 3-25-3
株式会社 RDグローバルリンク

代表取締役 天野 智紹

印